

始良・伊佐地域すべての市町及び県からのお知らせです

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の方へ

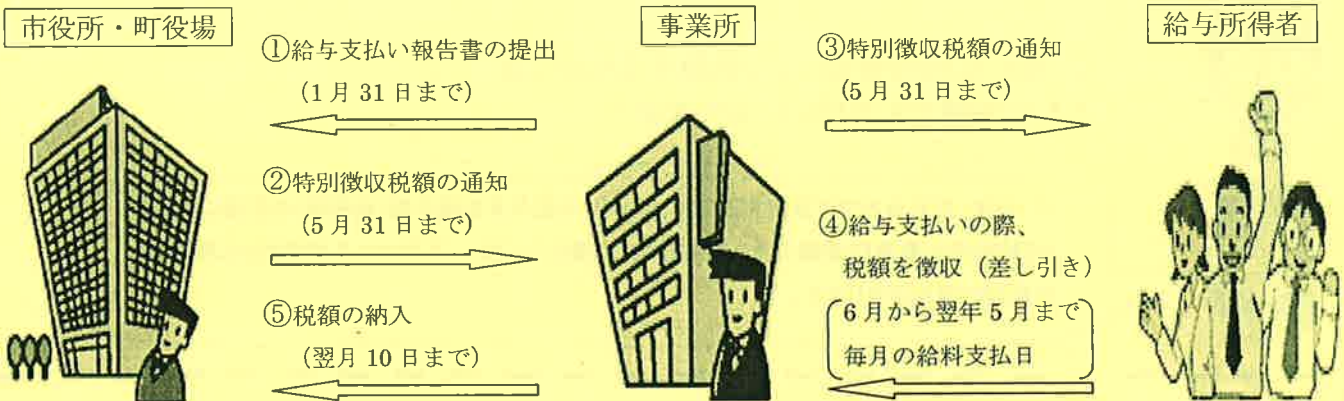
特別徴収実施のご案内

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税(市町村民税+県民税)を徴収(差し引き)し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

特別徴収の方法による納税のしくみ



納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

住民税をはじめとする県税や市町村税は、皆さまの身近なところに使われています

※このチラシは、既に特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。